

令和7年度 第1回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和7年6月26日（木）午後2時00分から午後3時05分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、五十嵐委員、今津委員、岩澤委員、笥委員、白井委員、武尾委員、玉井委員、三浦委員、安田委員

（欠席）大島副委員長、秋澤委員、工藤委員、仲委員、星名委員

【事務局】介護保険課：茂木課長、北川課長補佐、塩谷主査、山崎係長、本松係長、安藤係長、桂係長、川口係長、大橋主任、青井主任、山崎、高木
福祉総務課：清家係長
地域福祉課：中島課長、栗原課長補佐、内田
指導監査課：森課長、佐藤課長補佐、澤村主任、小野寺
健康増進課：川田課長

【傍聴者】なし

1 開会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

2 議題

（1）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料1に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 P2の6 介護サービス費（1）給付費 16の夜間対応型訪問介護について令和5年度決算が0、令和6年度計画値も0、令和6年度決算見込も0、これはどういうことか。

事務局 夜間対応型訪問介護の指定を受けている事業所は市内には1つもなく、サービス利用者もいない。そのため、すべての数値が0となっている。

委員 P2の令和6年度決算見込において、計画値と比較すると約25億円の差額が生じているが、余ったお金はどうなるのか。

事務局 介護給付費の財源は、国・県・市の負担金及び第1号被保険者の保険料及び第2号被保険者の保険料である。このうち、第1号被保険者の保険料以外は国及び県等から精算交付処理される。

また、令和6年度の給付費の財源として使用しなかった第1号被保険者の保険料については、介護保険給付費準備基金に積み増す形になる。

委員 お金が余ったという認識であれば、翌年の保険料を下げるなどの使用はないのか。

事務局 保険料の改定に関しては、3年に1回の計画改定時に、次期計画期間中の保険料を決定する。その際には介護保険給付費準備基金に積み立てていた積立金を取崩して保険料額を設定する。

委員 3年に1回保険料が安くなっているという認識でよいか。

事務局 第9期計画期間中の保険料の基準月額が6,100円である。基金の取崩しが必要であればもっと高い金額となるが、積み立てた基金から35億円を取崩すことで、保険料額を安くしている。なお、第8期計画の基準月額は5,800円であったため、前期と比べると今期は300円上昇しているが、準備基金の取崩しを行ったため300円の上げ幅で抑えられているということである。

委員 積み増した準備基金のお金は、保険料を安くする目的でないと使えないものか。

事務局 そのとおりである。

(2) 地域密着型サービスについて

【意見聴取事項（事後）】

地域密着型サービス事業所等の指定に係る意見について

事務局から【資料2】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 P3に設備基準、消火設備等の指定案件欄に消火器が記載されているが、P8に消火器の写真がない。なぜか。

事務局 現地確認を行った際は、事業所の準備段階であり設置されていなかった。ただ、事業所より消火器を用意する旨確認した。また、確実に設置するよう事業所へ伝えた。後日、管理者に電話にて台所周辺にて設置したことを確認した。

委員長 電話にて確認をしているということだが、メール等で写真を提出させるべきではないか。

事務局 今回に関しては電話確認とした。ただ、ご指摘いただいた点も踏まえ可能な限り、事業所の協力のもと、メール等で写真を提出してもらい、より適切な資料を提供できるよう対応する。

【報告事項】

①地域密着型サービス事業所等の指定更新について

②地域密着型サービス事業等の廃止について

事務局から【資料3-1】【資料3-2】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料3-2のP1のグループホームところは事業譲渡に伴う廃止と記載されているが、利用者はどうなるのか。また、廃止の具体的な理由は何か。
- 事務局 利用者については、基本的には継続して利用していただく流れになっている。事業譲渡の理由に関しては、経営上の判断によるものと聞いているが、事細かな部分までは把握していない。
- 委員 何回か本協議会に出席しているが、廃止の案件で事業譲渡がある。事業譲渡せざるを得ない理由はもう少し確認すべきではないか。基準を満たしているから問題ないとの見方もあるが、今後可能であれば、事業譲渡際に個々の基準が、事業譲渡の前と後でどこに変更があったのか記載してほしい。例えば施設が同じでも、環境が変化しているということも考えられるのではないか。
- 事務局 もちろん、指定基準を満たしていても、それだけで適切だとは判断していない。当然のことながら変更点については、事業所にヒアリングを行っている。その際に可能な部分については、利用者の処遇に関し環境の変化が大きくなならないようご配慮いただくようお願いしている。また、資料に関しては必要に応じて記載等の工夫を検討しできる限りの情報提供に努めたい。
- 委員 経営母体に変更となる際は、効率化が図られることも想定され、従前どおりの運営とはならない場合も考えられる。また、書類上違いが見られなくても、基準の範囲内での効率化が実際に適切かどうか、利用者の居心地等も含めて注視する必要がある。
- 事務局 ご意見を踏まえ、改めて審査やヒアリング等について、より一層適正に実施していく。

3 情報提供

(1) 第9期介護保険事業計画に基づく施設等の整備予定について

事務局から【資料4】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料3-2にあるように、グループホームが、利用者がいないことにより

2件廃止になっている。また、実際に利用も伸び悩んでいるように感じている。グループホームの整備を計画に位置付けたうえで公募することは、実態と矛盾はないか。

事務局 資料3-2については、グループホームの廃止ではなく、グループホームが一体的に運営している認知症対応型通所介護の廃止である。計画を策定するにあたり、市民等にアンケートを実施しており、その中で認知症が原因で在宅での生活が難しくなっている実態が把握されたため、グループホームの整備を計画しているところである。

委員 現場の感覚では、グループホームを利用したい方は多くいらっしゃるが、家賃や食費等の料金の問題により使いづらいサービスになってしまっている印象をもっている。使いたくても使えない現状を補助金などで何とかできないものか。

事務局 料金については、委員おっしゃるとおり各事業者において設定している自己負担の部分が影響していると考えられる。今現在具体的な方策をお示しできないが、何ができるのか今後も継続して研究していきたい。

(2) 要介護認定調査について

事務局から【資料5】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 人件費や交通費及び事務費を積み上げていった結果この金額になったことについては理解した。委託の実施にあたっては、これらの根拠資料の説明をきちんとしたほうが良いと思う。

事務局 金額の算定根拠について、各事業所等の方に丁寧に説明を行っていく。

4 その他

事務局から案件はなかった。

5 閉会

次回の開催は令和7年10月16日(木)午後2時からを予定していることを事務局(介護保険課長)から案内し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上